

健康で活力ある職場づくりのために、  
小規模事業場産業医活動助成金

- ① 保健師コース、
  - ② 直接健康相談環境整備コース
- が皆様を応援します！

小規模事業場（労働者数 50 人未満の事業場）では、  
産業医の要件を備えた医師や保健師に労働者の健康  
管理を行わせることが努力義務になっています。



小規模事業場が保健師等と契約して、産業医活動等を実施  
した場合、助成金（最大40万円）が受けられます。

ポイント① 保健師と契約しましょう

ポイント② 保健師活動を実施しましょう

活動内容は事情場のニーズに応じて保健師と相談し、契約依頼します。契約した保健師活動を実際に行いましょう

ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成

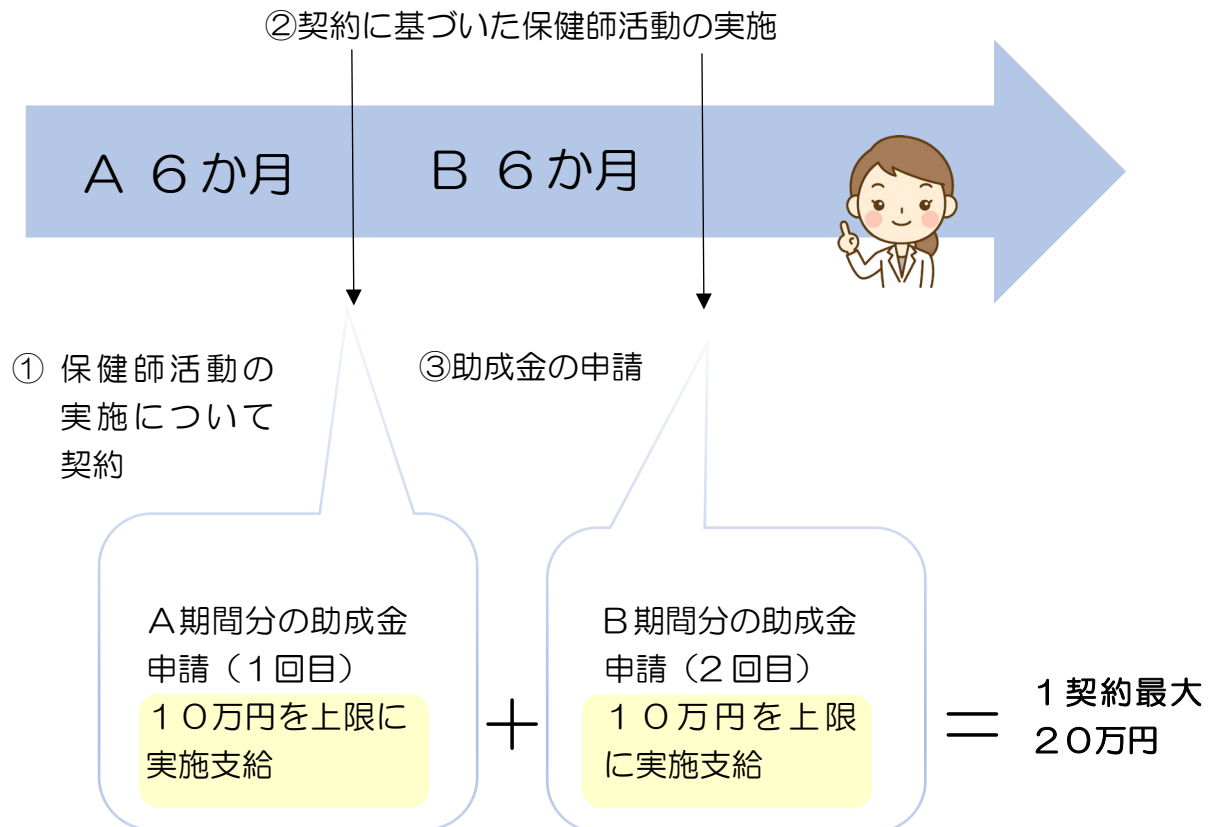
保健師活動は6か月あたり、10万円を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月継続で10万円を2回限りの助成です。

# 助成金を受け取るまでの手続き

## ● 保健師コース

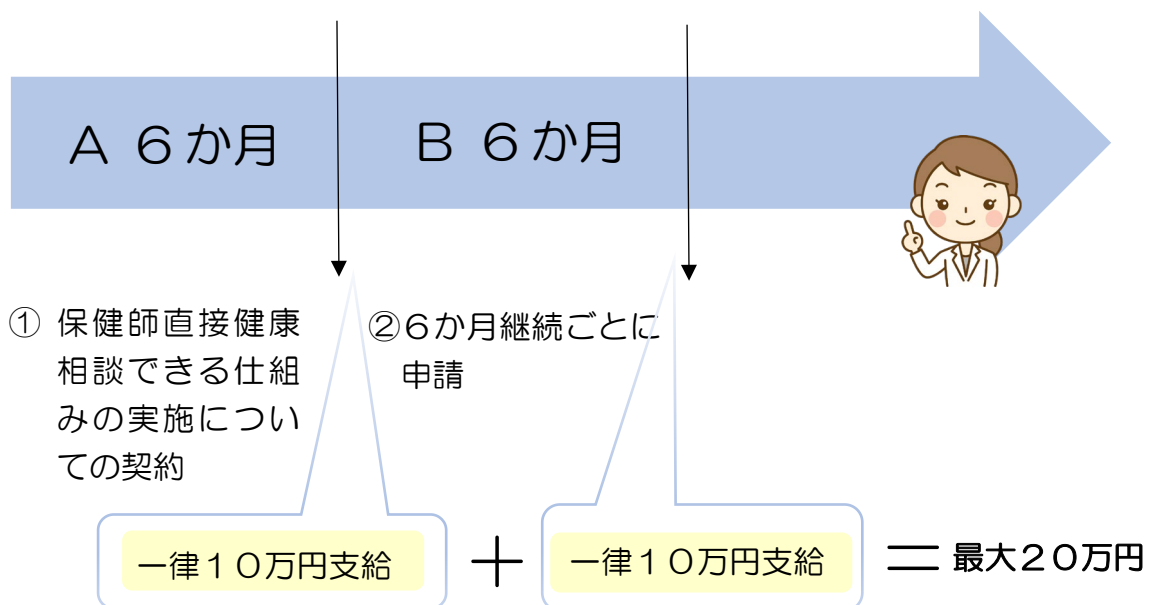
保健師が**健康相談**を行います。内容は健康に関わることでしたら、何でもOKです。健診結果の異常所見に対する相談、メンタルヘルス、長時間労働者に対する相談などニーズに応じて、実施いたします。**健康セミナー**も行っており、メタボリックシンドロームや職場できる健康づくりなどテーマも自由にご相談に応じます。

最近では、**新型コロナウイルスに対しての事業場における感染予防対策**など保健指導のニーズが増えています。ぜひ、ご活用くださいませ。



## ● 直接健康相談環境整備コース

労働者の皆様が直接健康相談できる環境を整備し、周知の補助を行うサービスです。保健師コースと併せてご活用いただき、労働者の皆様が専門家へ相談しやすい環境を整えます。



2つのコースを組み合わせることで、健康で活力ある職場づくりを促進しましょう！

